

監事監査報告書

2016年5月16日

学校法人 成美学園
理事会 御中
評議員会 御中

監事 四方 宏治



監事 小牧 義昭



私たち監事は、私立学校法第37条第3項及び学校法人成美学園寄附行為第8条第2項の定めに基づき、2015年度（2015年4月1日から2016年3月31日まで）における学校法人の業務並びに財産の状況について監査を行い、以下のとおり報告いたします。

1. 監査方法の概要

私たち監事は、理事会及び評議員会に出席するほか、理事等から業務の執行状況の報告を聴取し、かつ重要な決裁書類等を閲覧するとともに、会計監査人と連携し、設置されている学校における業務及び財産の状況を調査しました。

2. 監査の結果

- (1) 学校法人成美学園の業務に関する決定及び執行は適正であり、不正の行為または法令もしくは寄附行為に違反する重大な事実はないものと認めます。
- (2) 財産の状況については、計算書類、すなわち資金収支計算書、活動区分資金収支計算書、事業活動収支計算書及び貸借対照表（固定資産明細表及び基本金明細表を含む）並びに財産目録は、学校法人成美学園の収支及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。